

第4章 電源地域の振興

電源地域における恒久的かつ総合的な地域振興が図られることは、原子力発電所等の立地を契機に、地域の浮揚、活性化を期待した地元市町村等にとっての大きな課題です。

こうしたことから、建設期間中における雇用の増大や地元自治体の税収の増加など経済的な諸効果を起爆剤とした地元による地域振興策の推進、また、国において、発電所が建設される地域の振興を図る一助として制度化した電源三法による電源地域の振興対策が図られてきているところです。

本県では、地元自らの創意による地域振興策を県の地域振興計画との有機的な連携のもとに推進するとともに、電源三法により交付される「電源立地地域対策交付金」等の積極的な活用により、公共用施設の整備や住民、企業などに対する給付金の交付、あるいは産業基盤の整備や地域産業の発展・育成のためのソフト面の支援などを行い、電源地域の振興を図っているところです。

電源三法の概要

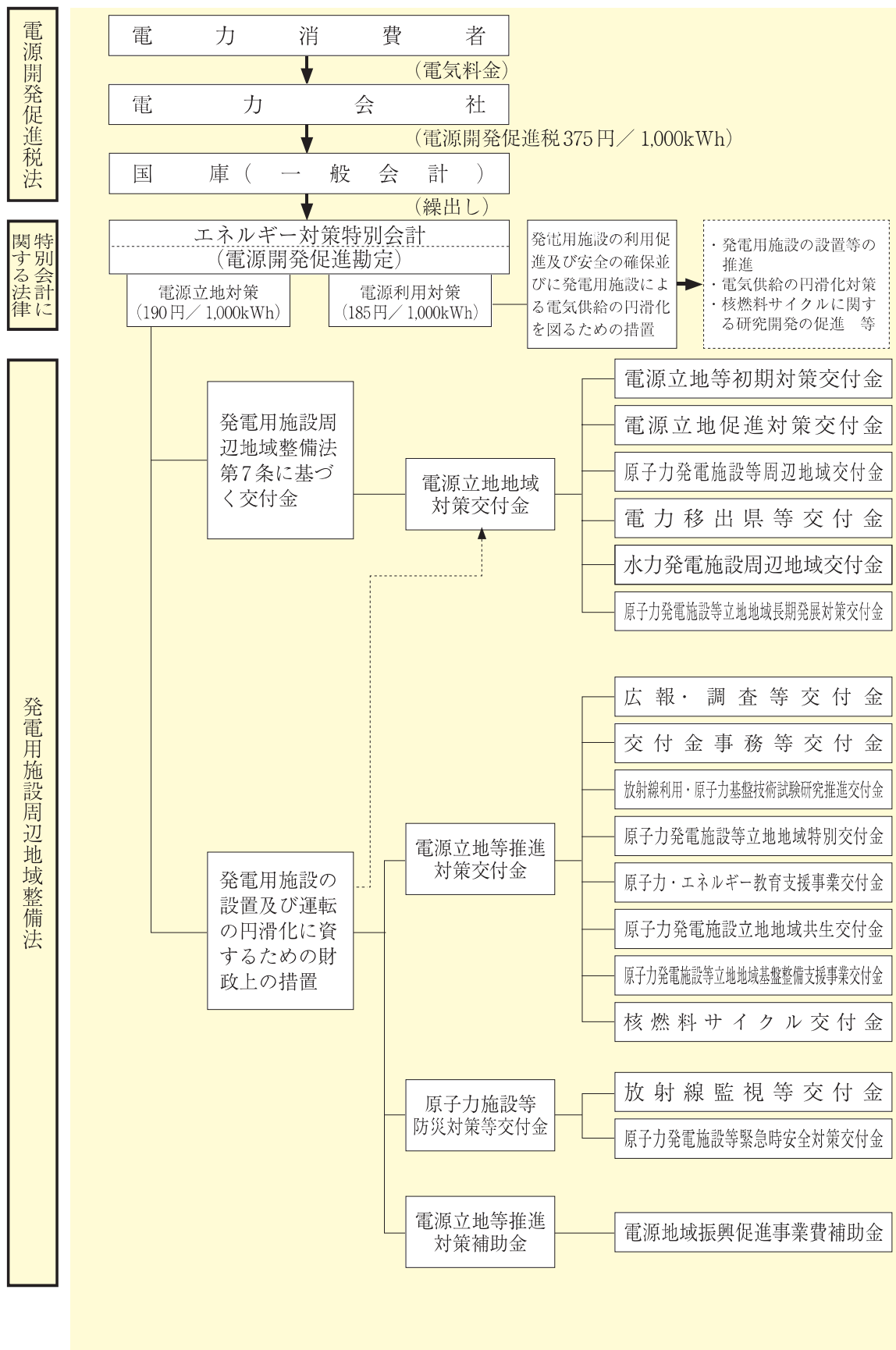
国は、昭和49年6月、原子力発電所等の周辺地域の振興を図るため、電源立地促進対策交付金等を交付することを目的とした電源三法交付金制度を制定し、電源立地の円滑化を図ることにしました。

この制度は、「電源開発促進税法」、「特別会計に関する法律」及び「発電用施設周辺地域整備法」の三法からなっており、電源開発促進税法に基づき徴収された電源開発促進税は、一般会計の収入とされた後、必要額が「エネルギー対策特別会計(電源開発促進勘定)」に繰り入れられ、発電所が設置される市町村やその周辺市町村に対し、公共用施設の整備を促進するための交付金や、住民・企業などに対する給付金として交付されます。

法律名	内容
電源開発促進税法 (昭和49年法律第79号)	原子力や火力・水力等の発電施設などの設置を促進すること及び石油に代わる燃料による発電のための利用促進を目的として一般電気事業者の販売電気に電源開発促進税(1,000キロワット時につき375円)を課しています。
特別会計に関する法律 (平成19年法律第23号) 注)1	電源開発促進税法に基づき徴収された電源開発促進税は、一般会計の収入とされた後、必要額が「エネルギー対策特別会計(電源開発促進勘定)」に繰り入れられ、電源立地地域対策交付金や原子力発電の安全対策のための交付金等として使うことができるようになっています。
発電用施設周辺地域整備法 (昭和49年法律第78号)	発電所の建設を円滑にするための対策として国が電源立地地域対策交付金を交付し、発電所が設置される市町村やその周辺市町村地域の公共用施設の整備等を促進することについて定めています。

注)1 従前の「電源開発促進対策特別会計法」(昭和49年法律第80号)は、平成19年4月1日に廃止され、「特別会計に関する法律」が制定された。

電源三法のしくみ



電源三法による各種交付金の概要

(1) 電源立地地域対策交付金(電源立地促進対策交付金)による公共用施設の整備

この交付金は、発電所周辺地域における公共用施設の整備等のために交付されるものです。

川内原子力発電所及び火力発電所に係る交付金については、平成2年度で終了しましたが、発電所周辺地域の旧9市町村を対象に整備された施設件数は365件に達しています。

その内容は、道路が最も多く、施設全体の34パーセントを占め、次いで農林水産業関連施設、公民館、歴史資料館、図書館などの教育文化施設となっており、その他環境衛生施設、スポーツ・レクリエーション施設などの多彩な施設が整備され、地域住民の福祉の向上はもとより、地域産業の振興や地域コミュニケーションづくりに大きな役割を果たしています。

電源立地促進対策交付金による整備状況

事業主体	施設区分	昭和53～平成2年実績 (件数)	備 考
旧 川 内 市	道 路	37	川内河口大橋(54～56)、市道山田山寺山線(53～54)、市道前畑上池線(59)、市道上今村中学校線(元)等
	水 道	3	港簡易水道(53～54)、久見崎寄田簡易水道(53～56)、土川簡易水道(53～54)
	通 信 施 設	1	消防団無線通信施設(61)
	スポーツ・レクリエーション施設	16	寺山レクリエーションセンター(53～55)、高江地区運動広場(57)、西方地区体育施設(61)等
	環 境 衛 生 施 設	3	葬祭場(56～59)、中ノ原排水路(57～58)、宮内排水路(56)
	教 育 文 化 施 設	26	中央公民館(53～54)、川内市図書館(53～54)、歴史資料館(55～57)、集会所等
	社 会 福 祉 施 設	1	小倉老人憩いの家(59)
	消 防 に 関 す る 施 設	5	向田部消防施設(53)、平佐西部消防施設(55)、永田地区消防施設(57)等
	農 林 水 産 業 に 関 す る 施 設	66	農民会館(57)、農道倉浦2号線(53)、長崎前上用水路(56)、農道諏訪線(57)、農道市川線(61)等
	計	158	
県	道 路	16	県道川内串木野線(53～59)、県道山崎川内線(57～58)、県道郡山樋脇線(56～58)等
	港 湾	1	串木野新港南防護護岸(58～61)
	漁 港	1	平良漁港(56)
	スポーツ・レクリエーション施設	1	梶折鼻展望園地(58)
	環 境 衛 生 施 設	1	環境監視センター(54～60)
	教 育 文 化 施 設	3	川内高校プール(56)、川内高校テニスコート(56)、阿久根高校プール(57)
	農 林 水 産 業 に 関 す る 施 設	2	水産試験場阿久根陸上実験施設(62)、果樹試験場北薩支場(2)
		計	25
旧 川 内 市 の 周 辺 市 町 村	道 路	54	市道土川線(61～62、元～2 串木野)、市道中央線(56～59 阿久根)、町道中水流線(58 東郷)等
	港 湾	1	高之口港改良(58)
	都 市 公 園	2	下木場児童公園(58 阿久根)
	水 道	2	簡易水道(56、2 鹿島)
	スポーツ・レクリエーション施設	15	総合体育施設(54～56 東郷、55～56 樋脇)、海星中学校夜間照明施設(54～55 下甕)等
	環 境 衛 生 施 設	48	塵芥車(53、58 樋脇町)、赤瀬川地区排水路(57 阿久根)、手打籠地区排水路(57 下甕)、葬祭場(元 鹿島)等
	教 育 文 化 施 設	37	地方歴史民俗資料館(57 下甕)、給食センター(57 串木野)、青年の家(58 阿久根)、里小学校大規模改修(62 里)等
	医 療 施 設	1	保健センター(56 阿久根)
	社 会 福 祉 施 設	3	老人福祉センター(55、2 串木野、59 上甕)
	消 防 に 関 す る 施 設	10	消防ポンプ積載車(53 樋脇)、手打消防施設(60 下甕)、市比野消防施設(58 樋脇)等
	農 林 水 産 業 に 関 す る 施 設	8	農道山下園田線(53 阿久根)、農道横須河原線(58 串木野)、農林業振興センター(63～元 阿久根)等
商 工 業 に 関 す る 施 設	1	江石港荷さばき場(53 上甕)	
	計	182	

- (2) 電源立地地域対策交付金(原子力発電施設等周辺地域交付金)による地域産業の振興等
 この交付金は、原子力発電施設等が設置される市町村やその周辺市町村における地域産業の振興と地域住民の福祉の向上等を図るために交付されるものです。

本県では、川内原子力発電所に係る交付金として、旧川内市及びその隣接市町村等並びに当該地域の住民・企業等を対象に昭和56年度から交付されている。令和6年度は約9億5千万円の交付を受けており、その内訳は住民等に対して交付される給付金が約6億8千万円、対象市町村の公共用施設整備事業等に対する交付金が約2億7千万円となっています。

なお、給付金額は原子力発電所の出力の大きさによって決められており、本県の場合は次表のとおりです。

給付金の額

	電灯契約（住民） 円／契約口数・月	電力契約（企業等） 円／契約kW・月
旧川内市	500	125
旧樋脇町，旧東郷町，旧甌4村	375	93
阿久根市，旧串木野市，旧入来町，旧祁答院町	250	62

- (3) 電源立地地域対策交付金(電力移出県等交付金)による公共用施設の整備等
 この交付金は、発電した電力を県外に移出している県に対し、交付されるもので、本県は、昭和56年度から交付対象となり、これまで公共用施設の整備や地域の活性化を目的とした事業を支援しており、令和6年度は約6億8千万円の交付を受けています。



高江排水機場ポンプ改修（薩摩川内市）



市来保健センター屋根防水改修（いちき串木野市）



番所丘公園指定管理（阿久根市）



高規格救急自動車（さつま町）